

発議第11号

令和6年12月17日

木津川市議会議長 長岡 一夫 様

提出者 木津川市議会議員 宮嶋 良造  
賛成者 木津川市議会議員 西山 幸千子

3歳児以上の子どもたちの主食に国の補助を求める  
意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

## 3歳児以上の子どもたちの主食に国の補助を求める意見書（案）

令和6年1月から2月に実施されたある調査によれば、公立保育施設がある全国1427市区町村のうち、53.0%の自治体が「主食の持参は不要」と回答し、36.4%の自治体が「持参している」と回答しました。主食の持参を不要とする自治体が多数になっています。子どもたちの健やかな成長と保護者の負担軽減を考えると全ての園で完全給食を行うことが求められています。

しかし、全ての自治体で主食の持参を不要とできない理由として、保護者に主食を持参させている自治体では、3歳児以上の主食費への国の補助がないことを理由に挙げています。本市においても民間園はすべて園から主食が提供されていますが、公立園では主食の持参が続いている。「食育は保育の一環」であります。全ての子どもが健やかに育ち成長するためにも3歳児以上の主食費への補助を行ってください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月　　日

木津川市議会議長　長岡　一夫

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣（子ども政策　少子化対策　若者活躍  
男女共同参画、共生・共助）